

わかりやすい

〈小規模な通路取付の〉

申請の手引き

ご存知ですか?

国道への通路取付について

1.手引きの適用範囲

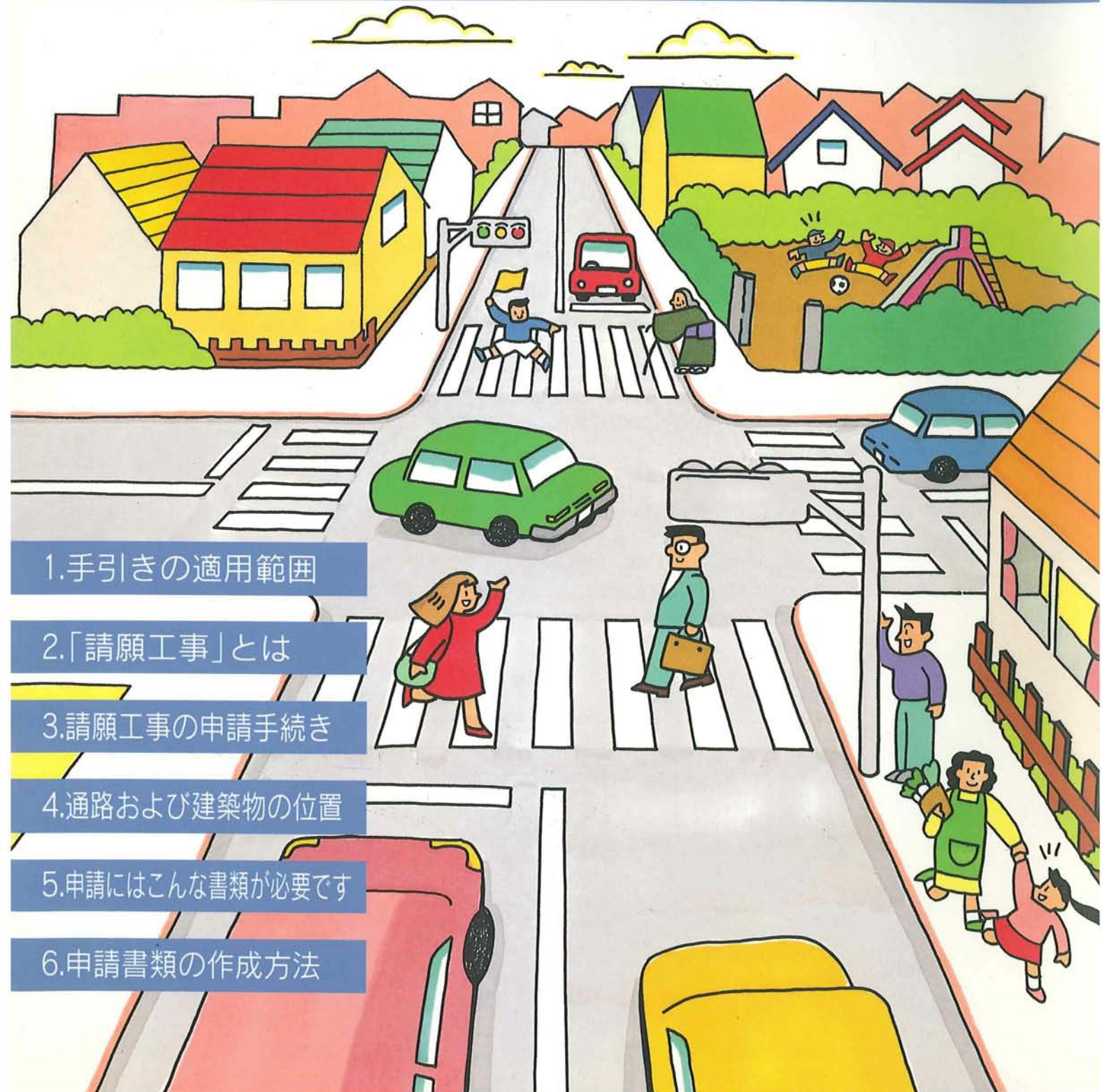
2.「請願工事」とは

3.請願工事の申請手続き

4.通路および建築物の位置

5.申請にはこんな書類が必要です

6.申請書類の作成方法



1

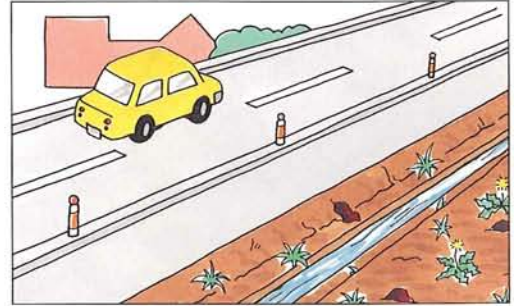
手引きの適用範囲

この手引きは、民地から国道に直接出入りするための**小規模な通路**を設置する場合の例です。

①現在の民地が道路面とほぼ同一な場合



②民地を新たに盛土をして道路面とほぼ同一の高さに造成する場合等



次の場合には別途道路管理者との協議が必要となります。

- ①道路敷内の大規模な切土を伴う場合
- ②開発行為によって生じる道路
- ③その他道路法もしくはそれ以外に規定される道路を国道に取り付ける場合

工事用通路の取扱い

建築物の建設に伴って、工事用通路の設置が必要となる場合は、別途「道路占用許可申請」が必要となります。工事用通路は、道路法32条第1項第5号、道路法施行令第7条第2項に規定される「その他の工事用施設」に該当するため、同法にもとづく「道路占用許可申請」が必要となります。

ただし、工事用通路を工事終了後も通路として使用される場合は、工事着手前に請願工事によって承認されれば道路占用の許可申請は必要ありません。

詳しくは出張所、工事事務所の担当窓口にご相談下さい。

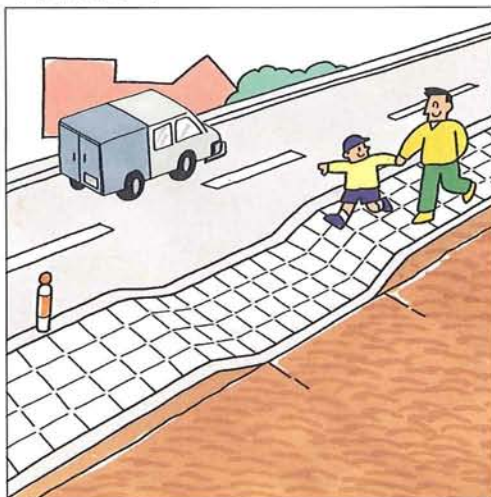
2

「請願工事」とは

道路に沿った住宅、店舗、給油所等に入出入りするために道路敷内を利用して通路をつくる場合には、道路管理者(建設省)の承認が必要となります。(道路法第24条)このために行う工事を「請願工事」と呼んでいます。

※請願工事に要する工事費等の費用は、全て申請者の負担となります。

●歩道切下げ



●盛土

